

事業を営んでいる方へ 償却資産の申告が必要です

令和8年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に市に対しても償却資産の申告をする必要があります。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方(テナント)は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などにより資産が無くなった方も、必ず申告をお願いします。受付期間の後半は窓口が混雑しますので、早めに申告するようご協力をお願いします。

- ▶**申告が必要な方** 法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方
- ▶**申告の対象になるもの** 事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品当たりの取得価額が原則10万円以上のもの【償却資産の申告対象になるものの例】アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、乾燥機、受変電設備、動力運搬機、太陽光発電設備、先端設備等導入計画の認定を受けているものなど(詳しくは市ホームページをご確認ください)
- ※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりませんので、ご注意ください。
- ▶**申告書受付期間** 令和8年1月5日(月)～2月2日(月)
- ▶**その他** 令和7年度分の申告をしている方には、12月に案内を送ります。なお、新規に事業を開始した方は、税務課までご連絡いただくか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。
- ▶**申告先・問い合わせ** 同課資産税担当(内線233・234)



市ホームページ

11月は標準営業約款普及登録促進月間です

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店では店頭でSマークを掲げています。登録店は、安心・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。また、万一の場合は事故賠償基準に基づいた補償も受けられますので、お店選びの目安としてご活用ください。

- ▶**問い合わせ** 公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター ☎048—863—1873



厚生労働大臣認可

固定資産税に関する土地の実地調査を行っています

市では現在、地方税法に規定されている実地調査を行っています。市内の土地の利用状況について、「固定資産評価補助員証」を携帯した職員が2人1組で調査しています。ご理解とご協力をお願いします。なお、土地の利用状況を変更した場合は、税務課までご連絡ください。その後、職員が実地調査を行います。

- ▶**変更例**
- ・農地から駐車場や資材置場などに変えたとき
 - ・土地に太陽光発電設備を設置したとき
 - ・建物を壊して更地にしたとき
- ▶**問い合わせ** 同課資産税担当(内線233)

令和7年分青色決算等説明会を開催します

青色決算書などの作成方法や作成に当たっての注意点などについて、次のとおり説明会を開催します。

- 営業・不動産所得を有する方**
- ▶**日時** 12月9日(火)午前10時～正午
- ▶**場所** 行田税務署2階会議室

- 消費税課税事業者など**
- ▶**日時** 12月9日(火)午後2時～4時
- ▶**場所** 行田税務署2階会議室

- 農業所得を有する方**
- ▶**日時** 12月4日(木)午後2時～4時
- ▶**場所** ほくさい農業協同組合本店3階大会議室(羽生市東7—15—3)

- いずれも
- ▶**その他** 申し込み不要。白色申告の方も出席可。各決算説明会ではインボイス制度についての説明も行います。
- ▶**問い合わせ** 行田税務署個人課税第一部門 ☎556—2123

納期のお知らせ(11月分)

納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)

- 固定資産税・都市計画税・・・4期
- 国民健康保険税・・・5期
- 介護保険料・・・5期
- 後期高齢者医療保険料・・・5期

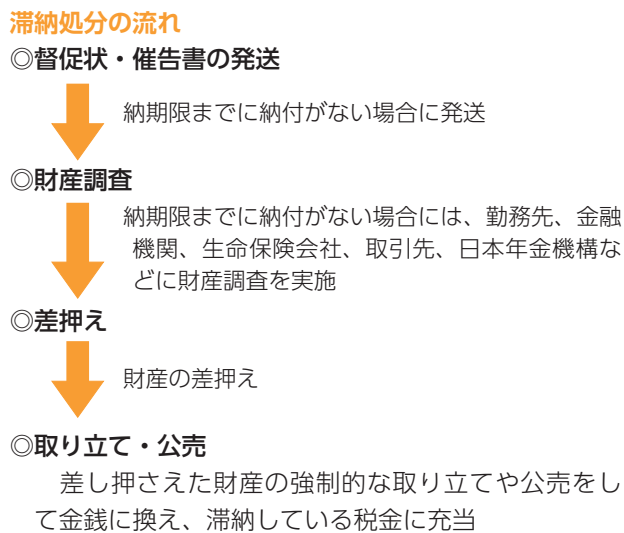
納期限 12月1日(月)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
 - ・納付の相談は随時窓口で実施しています。
- ▶**問い合わせ** 収納課(内線236・237)

～公平な税負担を確保するために～ 滞納整理を強化しています

市では、皆さんからお預りしている税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。税金は、皆さんの生活に欠かすことのできない行政サービスを推進するための大切な財源です。税金は納期限内に納めていただくことが原則です。本市では多くの方が早期に納付しています(令和6年度現年課税分納税率99.39%)。納期限内に納付しないで滞納になると、「うっかり」の悪意のない納め忘れの場合でも、法律に基づき差押えという滞納処分を受けることがあります。

督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、 「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と法律で規定されています。



納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。

市役所の開庁時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

- 休日・夜間窓口**
- 休日：毎週日曜日午前8時30分～正午 ※年末年始を除く
 - 夜間：毎週火曜日の午後5時15分～7時 ※祝日および年末年始を除く
 - 場所：収納課(11番窓口)

口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。※収納課での申し込み手続きは、キャッシュカードでもできます。

スマートフォンでいつでもどこでもe-Taxで確定申告

マイナンバーカードを利用したスマートフォンでの確定申告なら、いつでもどこでも申告できます。相談会場の混雑を避けて自宅で申告してみませんか。

コンビニ・スマートフォン決済アプリで納付できます

市税はコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。

なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができない場合があります。ご注意ください。

電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に「行田市納税コールセンター」から、電話での納付の確認と納付の呼び掛けを行っています。

SMSによる市税納付のお知らせ

市税の未納がある方に、携帯電話やスマートフォンのSMS(ショートメッセージサービス)によるお知らせを行っています。受信した方はメッセージに記載している連絡先にご連絡ください。

なお、メッセージの送信元表示名は次のとおりです。

NTT docomo：0485561111

KDDI au：0485561111

SoftBank：243056

Rakuten：0485561111

LINEを活用して納め忘れを予防しましょう



市税などの納期限のお知らせ受信設定



期限内の市税などの納付書の再発行依頼(令和7年度のみ)



市税などの口座振替依頼書郵送依頼

- ▶**問い合わせ** 同課(内線236・237)

- ▶**メリット**
- ・マイナンバーカード利用で書かずに確定申告
 - ・マイナポータル連携で自動入力
- ▶**問い合わせ** 行田税務署個人課税第一部門 ☎556—2123